## 資料名:総合戦略策定委員会設置要綱

平戸市総合戦略策定委員会設置要綱

平成27年4月1日告示第60号の3

(設置)

第1条 本市の人口の現状と将来の展望を示した平戸市人口ビジョン及び 人口動向や産業実態等を踏まえ、本市の創生に向けた施策の基本的方向と 具体的施策をまとめた平戸市総合戦略を策定するに当たり、広く関係団体 等の意見を聴くため、平戸市総合戦略策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。
  - (1) 平戸市人口ビジョンの策定に関する事項
  - (2) 平戸市総合戦略の策定に関する事項
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 産業団体、官公庁、教育機関、金融機関、労働団体、マスメディア及び市民団体から推薦のあった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、平戸市総合戦略を策定するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれ

## 資料名:総合戦略策定委員会設置要綱

を定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた ときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が 議長となる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 会長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項 の規定にかかわらず、市長が招集する。